

第四期特定健康診査等実施計画

キクチ健康保険組合

令和 6 年 4 月

(令和 7 年 11 月 1 日改訂)

〔背景及び趣旨〕

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療をうけることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項に基づき、令和6年より6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

〔当健康保険組合の現状〕

当健康保険組合は、眼鏡・補聴器・コンタクトレンズ等の販売を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。被保険者の勤務する店舗が、東海三県下に広く点在していて、そして静岡・関東・関西地区にも点在している。

令和5年度末において、事業所数は2事業所、被保険者数657名（男445名・女212名）、被扶養者数451名、扶養率0.69である。被保険者の平均年齢は50.46歳で年々高齢化している。

被保険者の医療費は、循環器系疾患の1人当たり医療費が高い。生活習慣病関連では、高血圧症の1人当たり医療費が高い。被扶養者の医療費は、アレルギー性鼻炎の受診者数が多く医療費が高い。

当健康保険組合の被保険者については、個別契約で締結した健診実施機関施設を主体に事業主と共同して特定健康診査の法定項目を含む半日人間ドックと定期健康診断を、35歳以上を対象に実施する。被扶養者については、半日人間ドック、巡回健診、特定健康診査を、35歳以上を対象に実施する。

被保険者と被扶養者の特定保健指導は、対象者の希望する形式（対面方式・ICTによる遠隔方式）で実施する。

また重症化の恐れがある被保険者に対しては、事業所の産業医が面談指導を実施する。

令和5年度の特定健康診査受診状況は、被保険者が、半日ドック510名受診（受診率88%）、定期健康診断60名受診（受診率10%）、合計の受診率は98%である。被扶養者が、半日ドック55名受診（受診率27%）、巡回健診37名受診（受診率18%）、特定健診24名受診（受診率12%）、合計受診率は57%である。令和5年度特定保健指導実施率は、被保険者60名実施で実施率97%、被扶養者1名実施で実施率17%であり、合計実施率90%である。

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 91.2%とする。

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	国の参酌標準
被保険者	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	
被扶養者	59.8%	60.0%	65.0%	65.0%	70.0%	70.0%	
被保険者 +被扶養者	88.4%	88.6%	89.9%	89.9%	91.2%	91.2%	90.0%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和 11 年度における特定保健指導の実施率を 85.7%とする。

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	国の参酌標準
動機付け支援 実施率	75.0%	75.0%	75.0%	77.8%	77.8%	77.8%	
積極的支援 実施率	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	
合計 実施率	78.6%	78.6%	78.6%	85.7%	85.7%	85.7%	60.0%

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和 11 年度において、令和 6 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を 10%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
対象者（推計値）	562 人	567 人	558 人	557 人	565 人	570 人
40 歳以上対象者	543 人	542 人	544 人	546 人	549 人	550 人
目標実施率	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%
目標実施者数	533 人	532 人	534 人	536 人	539 人	540 人

被扶養者

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
対象者（推計値）	189 人	185 人				
40 歳以上対象者	184 人	180 人				
目標実施率	59.8%	60.0%	65.0%	65.0%	70.0%	70.0%
目標実施者数	110 人	108 人	117 人	117 人	126 人	126 人

被保険者＋被扶養者

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
対象者（推計値）	751 人	752 人	743 人	742 人	750 人	755 人
40 歳以上対象者	727 人	722 人	724 人	726 人	729 人	730 人
目標実施率	88.4%	88.6%	89.9%	89.9%	91.2%	91.2%
目標実施者数	643 人	640 人	651 人	653 人	665 人	666 人

②特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
40 歳以上対象者	727 人	722 人	724 人	726 人	729 人	730 人
動機付け支援対象者	40 人	40 人	40 人	45 人	45 人	45 人
実施率 (%)	75.0%	75.0%	75.0%	77.8%	77.8%	77.8%
実施者数	30 人	30 人	30 人	35 人	35 人	35 人
積極的支援対象者	30 人					
実施率 (%)	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%	83.3%
実施者数	25 人					
保健指導対象者数	70 人	70 人	70 人	75 人	75 人	75 人
実施率 (%)	78.6%	78.6%	78.6%	80.0%	80.0%	80.0%
実施者数	55 人	55 人	55 人	60 人	60 人	60 人

III 特定健康診査等の実施方法

1. 特定健康診査の実施方法等

(1) 実施場所

① 特定健康診査

被保険者の特定健康診査は、事業主と共同で、当健康保険組合が個別契約した健診実施機関施設及び健康保険組合連合会が契約した健診実施機関施設において半日人間ドックと定期健康診断により実施する。

被扶養者の特定健康診査は、当健康保険組合が個別契約した健診実施機関施設と健康保険組合連合会が契約した健診実施機関施設において実施する。集合契約を締結した健診実施機関施設においては特定健康診査受診券を使用して実施する。また女性被扶養者については、株式会社あまの創健に委託する巡回健診においても実施する。

② 特定保健指導

被保険者の特定保健指導は、当健康保険組合が委託契約した特定保健指導実施機関の管理栄養士による保健指導を対象者の就業場所において又はICTを利用して、当健康保険組合の保健師と事業所の保健師による保健指導を指導対象者の就業場所において、個別に実施する。また特定健康診査を受診した健診実施機関施設で健診直後に保健師・管理栄養士による保健指導を実施する。

被扶養者の特定保健指導は、当健康保険組合が委託契約した特定保健指導実施機関の管理栄養士による保健指導を対象者の指定する場所において又はICTを利用して個別に実施する。また特定健康診査を受診した健診実施機関施設で健診直後に保健師・管理栄養士による保健指導を実施する。

(2) 実施項目・実施方法

① 特定健康診査

特定健康診査は、法定の実施項目（基本的な健診項目と、医師の判断によって追加実施する詳細な健診項目）を、35歳以上を対象に実施する。

被保険者の特定健康診査は、特定健康診査の法定項目を含んだ半日人間ドックと定期健康診断を事業主と共同で実施する。被保険者は、半日人間ドック、定期健康診断のどちらかを就業時間中に受診する。

被扶養者の特定健康診査は、特定健康診査の法定項目を含んだ半日人間ドックと巡回健診（女性のみ）によっても実施する。被扶養者は、特定健康診査、半日人間ドック、巡回健診のいずれかを選んで受診する。

② 特定保健指導

特定保健指導の対象者は、法令で定められた要件に沿って40歳から74歳までとする。特定保健指導は、当健康保険組合が委託契約した保健指導実施機関の管理栄養士による指導、特定健康診査を受診した健診実施機関施設の保健師・管理栄養士による指導を実施する。また被保険者については一部、当健康保険組合の保健師及び事業所の保健師による指導を実施する。

被保険者の特定保健指導は、事業主の協力を得て原則就業時間中に実施する。

被保険者の初回面談は、当健康保険組合が委託契約した特定保健指導実施機関の管理栄養士がＩＣＴを利用した遠隔方式又は対象者の就業場所に出向いて対面方式、特定健康診査を受診した健診実施機関施設内で保健師・管理栄養士が対面方式によって実施する。

また、当健康保険組合の保健師及び事業所の保健師が対象者の就業場所に出向いて対面方式で実施する。

被扶養者の初回面談は、当健康保険組合が委託契約した特定保健指導実施機関の管理栄養士がＩＣＴを利用した遠隔方式又は対象者が指定した場所で対面方式、特定健康診査を受診した健診実施機関施設内で保健師・管理栄養士が対面方式によって実施する。

被保険者及び被扶養者の初回面談以降は、電話、メール等で継続して保健指導を行う。

(3) 実施時期

① 特定健康診査

特定健康診査の実施時期は原則、被保険者については4月から6月までの期間とする。
被扶養者については4月から12月までの期間とする。

② 特定保健指導

特定保健指導の実施は、特定健康診査の結果がわかりしだい隨時行う。

(4) 委託の有無

① 特定健康診査

当健康保険組合が個別契約する健診実施機関施設、健康保険組合連合会が契約する健診実施機関施設、株式会社あまの創健に委託する。

② 特定保健指導

株式会社ホームナース、ＲＩＺＡＰ株式会社、株式会社ＭＥＤＩＲＯＭ、ＡＶＩＶＯ株式会社、株式会社あまの創健、一部の健診実施機関施設に委託する。

(4) 受診方法

① 特定健康診査

被保険者と被扶養者に対する特定健康診査は、当健康保険組合及び健康保険組合連合会が契約する契約健診機関一覧表（別紙参照）から選択し、当健康保険組合に申込みをする。被扶養者はさらに集合契約を締結した契約健診実施機関において特定健康診査受診券を使用して実施することができる。また女性被扶養者は、株式会社あまの創健に巡回健診の申込みをすることができる。

② 特定保健指導

特定保健指導は、一部の健診実施機関施設（別紙参照）で健診直後に行う。その他は当健康保険組合が該当者に特定保健指導対象者であることを通知し、指導の申込みを促す。

(6) 周知・案内方法

周知は、ホームページ、事業主のインターネットを利用して通知する他、機関誌に掲載

する。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から電子データ及び紙媒体データを月単位で受領し、当健康保険組合で保管する。

特定保健指導については、電子データ又は紙媒体データを受領する。

(8) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、受診後の保健指導レベル判定（階層化）に基づき決定する。但し、対象者が予定を超えた場合は、前年度保健指導を受けなかった者を優先する。

IV 個人情報の保護

1. 記録の保存方法等

(1) 保存方法

被保険者と被扶養者の健診結果及び特定保健指導実施結果の電子データは、実施機関等から送付された後、(株)大和総研のシステムへ取込みを行いデータベース形式で保存・管理する。送付された電子媒体と紙媒体データについては施錠可能な保管庫に保管する。

(2) 保存年限

結果データについては5年保存を基本とし、当面の間引き続き保存する。

2. 管理体制

当健康保険組合は「健康保険組合個人情報保護管理規程」「個人情報保護ポリシー」を遵守する。

当健康保険組合のデータ保護管理担当者は事務長とし、データ取扱責任者を常務理事とする。

当健康保険組合及び委託された特定健康審査・特定保健指導実施機関は、業務によって知りえた情報を外部に漏らしてはならない。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を委託契約書に明記することとする。

V 特定健康診査実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、必要に応じて見直しを検討する。

また令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

被保険者の特定健康診査については、事業主と共同で実施しており、就業時間内に受診する。

事業主が実施する 35 歳未満被保険者の定期健康診断結果を、紙媒体で受領する。

被保険者の特定保健指導については、事業主の協力を得て、原則就業時間内に実施する。

年 1 回愛知県に、当健康保険組合の特定健康診査・特定保健指導に係るデータを提供する。

(別紙)

契約健診機関一覧表

1	愛知健康増進財団健康管理センター	27	可児とうのう病院
2	中日病院	28	サンライズクリニック
3	エルズメディケア名古屋	29	中津川市民病院健康管理センター
4	スカイル健康管理センター	30	操健康クリニック
5	東山健康管理センター	31	大垣徳洲会病院
6	守山健康管理センター	32	KKC 健康スクエアウエルネス三重健診クリニック
7	メディカルパーク今池	33	富田浜病院
8	一社健康管理センター	34	中京サテライトクリニック三重支部
9	名鉄病院	35	長浜赤十字病院
10	名駅前診療所保健医療センター	36	聖隸健康診断センター
11	公衆保健協会	37	聖隸静岡健診クリニック
12	メドック健康クリニック	38	聖隸健康サポートセンター
13	東海記念病院	39	三島総合病院
14	名古屋徳洲会病院	40	べっく・メディカル・クリニック
15	山下病院健診センター	41	横浜総合健診センター
16	一宮西病院	42	健診ステーションさがみはら
17	江南厚生病院	43	東芝林間病院
18	伊藤整形・内科健診センター	44	柏健診クリニック
19	半田医師会健康管理センター	45	JCHO 千葉病院
20	豊田地域医療センター	46	テーオーシービル診療所
21	岡崎市医師会公衆衛生センター	47	IMS Me-Life クリニック池袋
22	西尾市医師会健康管理センター	48	TMG サテライトクリニック朝霞台
23	刈谷豊田総合病院健診センター	49	大和健診センター
24	光生会病院	50	飯島クリニック
25	中京サテライトクリニック	51	桜本病院
26	三河安城クリニック		

特定保健指導実施の契約健診機関

スカイル健康管理センター	伊藤整形・内科健診センター
東山健康管理センター	岡崎市医師会公衆衛生センター
守山健康管理センター	刈谷豊田総合病院健診センター
メディカルパーク今池	中京サテライトクリニック
一宮西病院	中京サテライトクリニック三重支部